

生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業

(概要)

新型コロナウイルス感染症により、県内の生衛業者の経営に大きな影響を与えていることから、関係機関と連携し、生衛業者からの幅広い相談にワンストップで対応できる専門相談窓口の開設や地区生活衛生営業相談室の開催を行います。

① 緊急対策事業相談窓口

各種の専門的、実践的な知識、技術、技能等を有する者を選定し、専門家(弁護士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士)としての職務を委嘱し、相談業務に当たります。

※相談案件について、必要があると認められるものは専門家を派遣します。

② 連携相談窓口

「和歌山県よろず支援拠点」及び「和歌山働き方改革推進支援センター」を指定し、相談業務に当たります。

③ 地区生活衛生営業相談室

8～11月に県内4か所(橋本・有田・田辺・串本)で開催 詳細はHP 主な事業へ

④ 事業の円滑化を図るため県内生活衛生同業組合の協力を得て実施します。

★相談内容:雇用調整助成金、持続化給付金、家賃支援金、融資、その他支援策の利用
経営、労務、WEB、デザインなどに関すること

★指導対象者:新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内の生衛業者

★相談料等:無料

★開設時期:令和3年4月～令和4年2月

*まずは、各組合または当センターへお問い合わせください。

令和3年度 生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業実施要領

(公財) 和歌山県生活衛生営業指導センター

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、今もなお予断を許さない状況にあり現在も生活衛生関係事業者（以下「生衛業者」という。）の経営に大きな影響を与えている。

政府や県は引き続き様々な支援施策を展開しているところであり、これらの支援施策を的確かつ有効に生衛業者が活用できる環境の整備が求められている。

このため、全国生活衛生営業指導センターや生活衛生同業組合等関係機関と連携し、生衛業者からの幅広い相談にワンストップで対応できる伴走型の支援による専門相談窓口の開設や地域相談会等を企画・開催することにより、事業継続や経営再建に取り組む生衛業者及び生衛業界を早期に再生軌道に導くことを目的とする。

2 実施機関

本事業は、公益財団法人和歌山県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）が実施する。

3 実施体制

- (1) 指導センターは、緊急対策事業相談窓口として、本事業を実施するに当たり各種の専門的、実践的な知識、技術、技能等を有し、本事業の実施に関して適当と認められる者を選定し、専門家としての職務を委嘱し、相談業務に当たる。
- (2) 指導センターは、連携相談窓口として、「和歌山県よろず支援拠点」及び「和歌山働き方改革推進支援センター」を指定し、相談業務に当たる。
- (3) 指導センターは、事業の円滑化を図るため県内生活衛生同業組合の協力を得て本事業を実施するものとする。

4 指導対象

指導対象は、県内の生衛業者とする。

5 事業内容

- (1) 緊急対策事業相談窓口
 - ① 指導センターは、緊急対策事業相談窓口を設置し生衛業者の申込により相談業務を行う。
 - ② 相談の申込は、「生衛業者経営支援緊急対策事業相談依頼申込書」（様式1）により行うものとする。
 - ③ 指導センターは、相談のあった案件について必要があると認められるものについては、専門家の派遣により経営改善指導等を行うものとする。
 - ④ 専門家は、相談のあった案件について、案件ごとに指導終了後速やかに「生衛業者経営支援緊急対策事業指導報告書」（様式2）を指導センターに提出するものとする。

(2) 連携相談窓口

指導センターから指定された「和歌山県よろず支援拠点」及び「和歌山働き方改革推進支援センター」は、指導センターからの依頼により生衛業者の相談業務を行う。

(3) 地域相談会等

指導センターは、必要に応じ、地域相談会等を開催する。

6 運営方針

(1) 本事業で行う相談事業については、生衛業者は無料とする。

(2) 相談指導の流れ

- ①相談者は所定用紙にて緊急対策事業相談窓口（指導センター）に申し込む。
- ②相談指導は予約制で、2回までとする。
- ③指導センターは必要に応じ既存窓口や連携相談窓口を紹介する。
- ④指導センターは必要に応じ専門家を派遣して行う。

(3) 地域相談会等

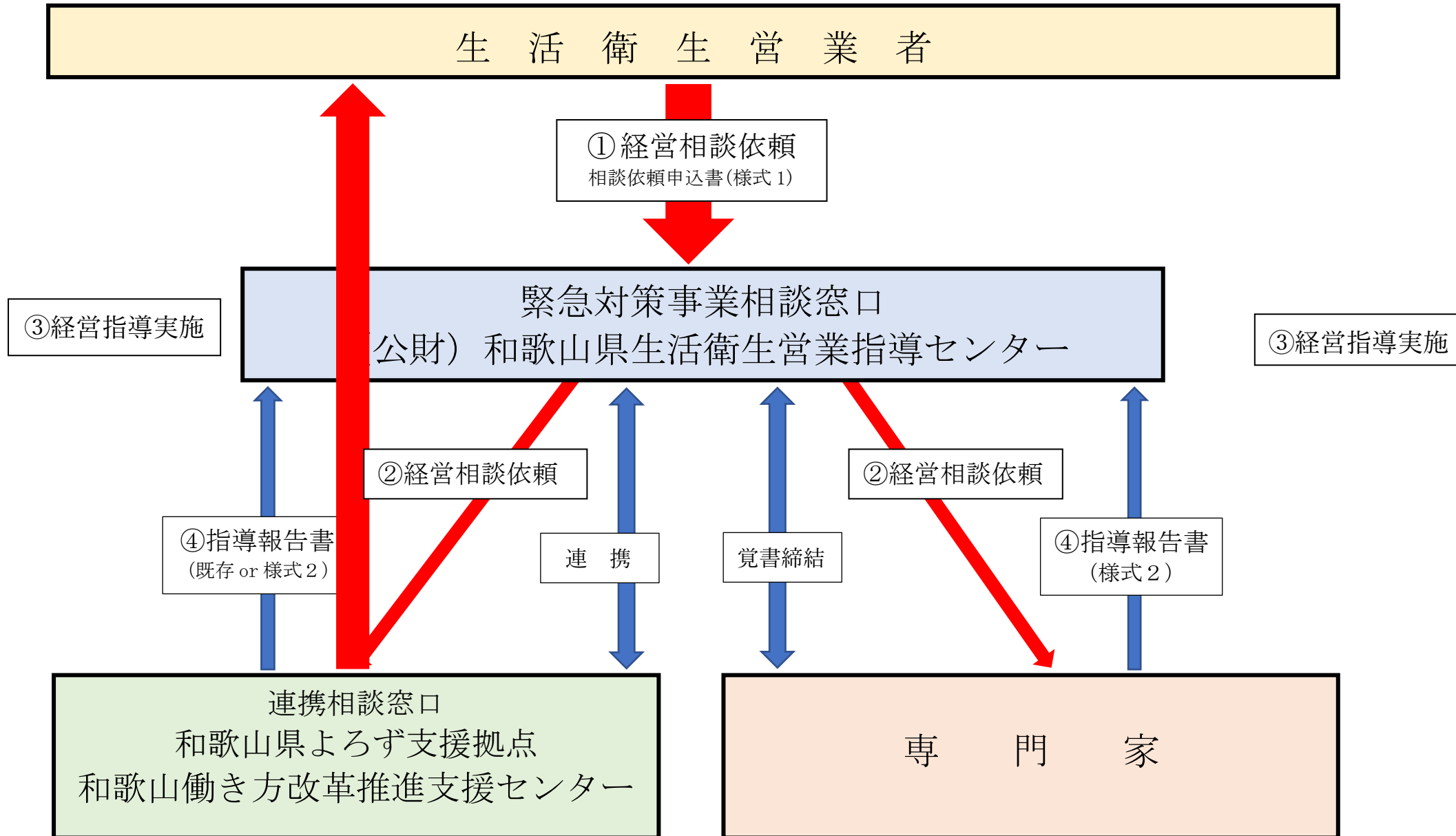
県内の生衛業者が参加でき、予約制をとらない。

(4) 守秘義務

関係者は、指導上知り得た個人情報や企業秘密を守秘する義務を負う。

7 この要領は、令和3年4月15日より適用する。

生衛業者経営支援緊急対策事業 専門家相談派遣スキーム



生衛業者経営支援緊急対策事業相談依頼申込書

令和 年 月 日

(公財) 和歌山県生活衛生営業指導センター理事長 殿

申込者 住所：

氏名：

事業所名		資本金	万円
代表者名		当該地域での営業年数	年
所在地	〒		
	電話番号	メール	
業種		従業員数	人
年間売上額	万円		
相談指導希望日	第一希望日		第二希望日
	指導を受けたい内容 (○を記入してください)		
<input type="checkbox"/> 1) 雇用調整助成金の申請等に関する事 <input type="checkbox"/> 2) 一時支援金等各種補助金の活用・申請に関する事 <input type="checkbox"/> 3) 生活衛生貸付等融資の利用に関する事 <input type="checkbox"/> 4) その他支援施策の利用に関する事 <input type="checkbox"/> 5) 経営に関する事 <input type="checkbox"/> 6) 労務に関する事 <input type="checkbox"/> 7) その他 ()			
その他 (特に指導を受けたいことや事業所概要等を記入してください)			

生衛業者経営支援緊急対策事業指導報告書

令和 年 月 日

(公財) 和歌山県生活衛生営業指導センター理事長 殿

相談対応者氏名： _____ ㊞

事業所名・相談者	_____
相談日時	令和 年 月 日() AM・PM 時 分 ~ 時 分
相談場所	店舗・自宅・組合事務所・指導センター・相談対応者事務所・その他()
[相談項目]	一時支援金 雇用調整助成金 各種支援策 融資 税務 法律 経営 その他 ()
[指導した内容]	(具体的に記載してください)
[指導の効果]	(具体的に記載してください)